

政令第七号

測量法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、測量法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

測量法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十年四月一日とする。

理由

測量法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。